

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和5年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和5年12月7日
9時29分 開 議
於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第62号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の 減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について	7
日程第5	議案第63号 那智勝浦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	8
日程第6	議案第64号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9
日程第7	議案第65号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第66号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例	13
日程第9	議案第67号 那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例を廃止する 条例	14
日程第10	議案第68号 那智勝浦町霊きゅう車使用条例を廃止する条例	14
日程第11	議案第69号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	14
日程第12	議案第70号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	16
日程第13	議案第71号 那智勝浦町下水道事業の設置等に関する条例	18
日程第14	議案第72号 特別会計条例の一部を改正する条例	18
日程第15	議案第73号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例	19
日程第16	議案第74号 那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条 例	24
日程第17	議案第75号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算(第9号)	25
日程第18	議案第76号 令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算(第2号)	40
日程第19	議案第77号 令和5年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第 1号)	41
日程第20	議案第78号 令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 (第2号)	43
日程第21	議案第79号 令和5年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補 正予算(第2号)	45
日程第22	議案第80号 令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第3号)	46
日程第23	議案第81号 令和5年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1	

号)	48
日程第24 議案第82号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について	50
日程第25 議案第83号 教育委員会教育長の任命について	53

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 引地稔治	2番 吾妻正崇
3番 城本和男	4番 曾根和仁
5番 藤社和美	6番 西太吉
7番 加藤康高	8番 東信介
9番 松本和彦	10番 津本・光
11番 勝山則子	

3. 会議録署名議員の氏名

9番 松本和彦	10番 津本・光
---------	----------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長 堀順一郎	副町長 瀧本雄之
教育長 岡田秀洋	参事(総務課長) 塩崎圭祐
総務課防災対策室長 増田晋	税務課長 中村崇
住民課長 太田貴郎	福祉課長 仲紀彦
こども未来課長 竹原大二	観光企画課長 吉中秀郎
農林水産課長 村井弘和	建設課長 楠本定
会計管理者 榎本直子	消防長 湯川辰也
教育次長 田中逸雄	水道課長 村上茂
病院事務長 寺本齐弘	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長 寺本尚史
事務局主任 上仲映豪
事務局主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和5年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9番松本和彦君、10番津本・光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

7番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） それでは、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る12月1日、委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は22件です。その内訳は、規約の変更1件、条例の制定1件、条例の改正9件、条例の廃止2件、令和5年度補正予算7件、指定管理者の指定が1件、教育長の任命1件となっております。

会期は、本日7日から12月25日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会3日、純休会2日となります。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月15日までの9日間にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

この諸般の報告がお手元にあると思ひますが、一部今誤植に気がついたので、ちょうど真ん中のところの10月29日那智勝浦町交通指導員協議会発足50周年式典の「那智勝浦町」が、ちょっとこれ変換ミスだと思ひますが違ってますので、すいません、失礼ですがまた訂正をお願ひいたします。

なお、さきの第2回臨時会における3番議員の発言で「議会運営委員会の瑕疵ある決議」と言われた件については、手続が正当に行われておりますことを報告させていただきます。

なお、臨時会以降開催された議会改革特別委員会にて多くの御意見を皆様からいただきました。その結果を踏まえすと、前回の決定を前例とするのではなく、今後は慎重に判断をさせていただくと考えております。

では、町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところを御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず、スペインのガリシア州フィステーラ市を11月1日から6日にかけて訪問いたしました。その行事等について御報告を申し上げます。

世界遺産の2つの巡礼路、熊野古道とサンティエゴ・デ・コンポステーラの巡礼路の姉妹道提携が25周年を迎えたのを機に、両国巡礼間の交流をさらに発展させるべく、共に聖地巡礼の最終地点という共通点があるフィステーラ市を訪問をし、交流協定を結びました。発効は世界遺産登録20周年の年となる令和6年1月1日からとしており、今後、文化、芸術、産業、青少年など幅広い分野における交流を通じて相互理解と連携を努めてまいります。

次に、観光関係の報告でございます。

コロナ禍が明け、国内旅行者、訪日外国人旅行者ともに多くの方々にお越しをいただいております。11月18日、19日には、全国棚田（千枚田）サミットを開催をし、全国から500名近くの多数の御参加をいただくことができました。

また、11月19日には今回で最後となる新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会が開催をされ

ました。各地から大勢の方々にお越しをいただき、当地方の魅力を感じていただけたんではないかなと存じます。

来年は世界遺産登録20周年を迎えますが、より多くのお客様にお越しいただけるよう今後とも誘客に努めてまいります。

続いて、道の駅なちについて申し上げます。

昨年12月、関係職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、今後の利活用について検討を重ね、このたび報告がございました。

当該施設は、入浴施設や農産物直売所、世界遺産情報センターが配置された複合的なものであり、多角的に検討がなされました。報告の内容は、入浴施設については慢性的な赤字状態に加え、今後多額の修繕費用が見込まれるため入浴施設を閉鎖をし、世界遺産情報センターについては、道の駅の施設の集約化や経営の効率化のため施設の移設を進め、その後に農産物直売所を移設をし、地元産品以外の商品なども拡大し売上げを伸ばすという方向性がございました。これらの方向性を基に、次年度に新たな形態をお示しできるよう今後関係者と協議を進めてまいります。

次に、木戸浦グラウンド多目的広場につきまして御報告を申し上げます。

広場の工事につきましては完成間近となっております。来年1月13日にオープニングイベントとしてスリー・エックス・スリー、スリー・オン・スリーというんでしょうか、バスケットボールのプロ選手をお招きをして、バスケットボールクリニックやシューティング体験、ミニトーナメント等を実施いたします。多世代が集う憩いの場として今後多くの皆様方に御利用いただきたいと思います。

続いて、子ども・子育てについて御報告を申し上げます。

令和5年4月の道路交通法改正により、自転車利用時のヘルメット着用の努力義務化に伴い、このたび18歳以下の子供の自転車用ヘルメット購入費の補助を令和6年1月から実施すべく、補正予算の計上をいたしております。今後とも子育てのしやすい町を目指し支援策を検討してまいります。

それでは、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は22件でございます。規約の変更が1件、条例改正が9件、条例制定が1件、条例廃止が2件、補正予算が7件、指定管理者の指定1件、教育長の任命1件でございます。

議案第62号和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてにつきましては、本町を含む県内自治体、一部事務組合等の職員の退職手当支給事務等を共同処理する当該組合から令和6年3月31日をもって1団体が解散により脱退することから、規約の変更を行うものでございます。

議案第63号監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴う条項ずれを整理する改正を行うものでございます。

議案第64号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告を

踏まえ、一般職員と再任用職員、任期付職員の俸給表の改正と、一般職員と再任用職員の期末勤勉手当の支給割合、任期付職員と特別職、議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うもの
でございます。

議案第65号税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴う森林環境
税の賦課徴収の規定や、軽自動車税の賦課徴収の特例等について改正を行うものでございま
す。

議案第66号手数料条例の一部を改正する条例につきましては、飼い犬に係るマイクロチップ
情報登録の特例制度への参加に伴い、狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料について改正を行
うものでございます。

議案第67号斎場の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例につきましては、火葬場設置
及び管理等に関する事務について、紀南環境衛生施設事務組合にて共同処理を開始したことか
ら、当該条例を廃止するものでございます。

議案第68号霊きゅう車使用条例を廃止する条例につきましては、本町斎場の廃止に併せて霊
柩車の運用を廃止することから当該条例を廃止するものでございます。

議案第69号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員が
霊柩車を運用した際に支給する手当を削除する改正を行うものでございます。

議案第70号火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い、蓄電池
設備の種別や安全性に応じた出火防止措置や延焼防止措置について、また厨房設備である炭火
焼き器の基準の見直し等、所要の改正を行うものでございます。

議案第71号下水道事業の設置等に関する条例につきましては、令和6年度より地方公営企業
法を適用し、企業会計とするため条例を制定するものでございます。

議案第72号特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、下水道事業を企業会計とす
るため、当該条例により下水道事業を削る改正を行うものでございます。

議案第73号職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、病院事業において、医療職
の働き方改革への対応や運営強化等を図るため増員が必要となったことから定数を改正するも
のでございます。

議案第74号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、医師確保が困
難な状況であり、今後も大幅な状況改善が見込めないことから、医師の定年を5年延長し、
70歳とする改正を行うものでございます。

議案第75号は令和5年度一般会計補正予算であり、主なものとして、家計支援として非課税
世帯等に対し1世帯7万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金事業や、人事院勧告や人事
異動に伴う人件費の調整、ふるさと納税事業費、先ほど申し上げた18歳以下の子供の自転車用
ヘルメットの購入費の補助金など増額の補正をお願いするもので、歳入歳出予算それぞれ3億
407万8,000円を追加をし、予算総額102億8,694万3,000円とするものでございます。

議案第76号から議案第81号につきましては、国民健康保険事業費特別会計、下水道事業費特
別会計、介護保険事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、水道事業会計、町立温

泉病院事業会計の補正予算であり、主なものとして、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の調整について補正をお願いするものでございます。

議案第82号の円満地公園の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第83号の教育委員会教育長の任命につきましては、現教育長の任期が令和6年2月23日をもって満了することから、引き続き選任を賜りたく議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案しておりました22件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第62号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第62号和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第62号和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について御説明申し上げます。

〔議案第62号朗読〕

和歌山県市町村総合事務組合につきましては、和歌山県内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織し、職員の退職手当の支給に関する事務や職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する一部事務組合で、本町も加入しているところでございます。

今回の改正につきましては、上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散するに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合同約の改正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第63号 那智勝浦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第5、議案第63号那智勝浦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第63号について御説明申し上げます。

〔議案第63号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項の整理を行うものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

第1条では、条例第8条について、右側改正前のところ第199条第8項の引用を、左側の改正後第199条第9項に改めます。

また、第2項で、改正前の法第243条の2第3項の引用を、左側の改正後法第243条の2の2第3項に、改正前の同条第4項を、左側の改正後同条第8項に改めるものでございます。

条例第9条につきましても、右側改正前のところ法第199条第8項の引用を、左側の改正後法第199条第9項に改めます。

続きまして、第2条関係でございます。

第1条で改めました法第243条の2の2第3項の引用を、法第243条の2の8第3項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

令和6年4月1日から施行する地方自治法の一部改正により、本条例で引用する条項にずれが生じるため、第2条の改正が必要となったところでございますが、改正事務作業を行う中でほかの部分、こちら第1条関係となりますが、条項にずれが生じており一部そごが判明しましたので、併せて改正をお願いするものでございます。今後このようなことのないよう十分精査してまいります。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第64号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第6、議案第64号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第64号について御説明申し上げます。

〔議案第64号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和5年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、①本町職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合、②町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合、③議員の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。人事院勧告の内容につきましては、月例給の官民格差2,869円、0.96%を解消するため、初任給を高卒約8%、1万2,000円、大卒約6%、1万1,000円の引上げをはじめ、若年層に重点を置いて俸給表を平均1.1%、また期末勤勉手当につきましては民間の支給状況等を踏まえ、支給月数を0.1月分引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するものとなっております。

続きまして、改正内容でございます。

第1条では、令和5年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末勤勉手当について、年金支給月数を12月期分でまとめて0.10月分の引上げを行い、期末手

当は100分の125、勤勉手当は100分の105に改めるものでございます。再任用職員の期末勤勉手当につきましても、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、期末手当は100分の70、勤勉手当は100分の50に改めるものでございます。

これらの適用日は令和5年12月1日とし、令和5年12月期の期末勤勉手当から支給いたします。

また、一般職の職員の給料表について1.1%の引上げ改定された国の俸給表に準じ改定するものでございます。

なお、この改定は本年4月時点の比較に基づき、職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、4月1日に遡及し実施するものでございます。

第2条でございます。第1条で改めました一般職の職員の期末勤勉手当の0.10月分の引上げを、令和6年度以降について6月期及び12月期の期末勤勉手当が均等になるように分割してそれぞれ0.05月分の引上げを行い、期末手当は100分の122.5、勤勉手当は100分の102.5に改めるものでございます。年間の支給率に変更はなく、年2回の支給率を同じにするものでございます。

次のページをお願いいたします。

また、再任用職員の期末勤勉手当につきましても同様に年2回の支給率を同じにするものでございます。

第3条でございます。特定任期付職員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.1月分の引上げを行い、100分の175に改めるものでございます。また、特定任期付職員の給料表についても4月1日に遡及して改定するものでございます。

第4条でございます。前条で改めました特定任期付職員の期末手当について、今回の引上げ0.1月分を令和6年度以降において6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.05月分の引上げを行い、100分の170に改めるものでございます。

第5条でございます。町長、副町長及び教育長の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、100分の140に改めるものでございます。

第6条でございます。前条で改めました、町長、副町長及び教育長の期末手当について、今回の引上げ分0.05月分を令和6年度以降において6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.025月分の引上げを行い、100分の137.5に改めるものでございます。

第7条でございます。議会の議員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、100分の140に改めるものでございます。

第8条でございます。前条で改めました議会の議員の期末手当について、今回の引上げ分0.05月分を令和6年度以降において6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.025月分の引上げを行い、100分の137.5に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第65号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第7、議案第65号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） 議案第65号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の改正に合わせて那智勝浦町税条例の改正を行うものです。

改正の資料につきまして、新旧対照表と関係資料のほうをお配りさせていただいております。説明のほうは関係資料のほうでさせていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

それでは1ページ目、御覧ください。

上段の四角の部分でございます。第34条の9は、配当割額または株式譲渡所得割額の控除を定めるもの。

1つ飛んでいただきまして、2ページ目をお願いいたします。

上段でございます。第38条は、個人の町民税の徴収の方法等を定めるもの。続きまして、第41条は、個人の町民税の納税通知書を定めるもの。第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収を定めるもの。第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れを定めるもの。

続いて3ページ目、お願いいたします。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収を定めるもの。第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れを定めるもの。これらの改正につきましては、令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収について、市町村が個人住民税の枠組みを用いて行うこととなるため、賦課徴収の方法等について規定する所要の改正、併せて字句の整備を行うものでございます。

5ページのほうを御覧ください。

こちらに、森林環境税導入に関する賦課徴収について記載させていただいております。

2の賦課徴収概要。森林環境税の税額は1,000円、賦課徴収は個人の町民税の均等割と合わせて町で行い、県を通じて国へ払い込まれます。その税収につきましては、森林環境譲与税として、都道府県、市区町村へ譲与されます。

続いて3、賦課徴収開始後の税額。こちらは、個人の町県民税均等割額の内訳、改正前後の比較表を記載しております。改正前の町民税、県民税、各均等割のうち特例分、米印1、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る加算分。町民税、県民税各500円ずつ計1,000円、こちらのほうが終了いたしまして、改正後では森林環境税1,000円が新たに賦課されるものであります。

それでは続きまして、1ページに戻っていただきまして、下の段の四角、第36条の3の2、こちらは個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を定めるもので、法改正に伴い、前年の申告内容と異動がない場合、当該異動がない旨を記載した申告書を提出できるものとする改正でございます。

次に、3ページ目、お願いいたします。

一番下の四角の欄を御覧ください。第61条第9項は、固定資産税の課税標準の規定中、国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けた建物に対して課する固定資産税の課税標準を定めるもので、規定の根拠となる国際観光ホテル整備法の引用元の条文を、ホテルの登録を規定する同法3条から地方税の不均一課税を規定する同法32条に改めるもの及び字句の整備を行うものです。引用元となる同法32条では、不均一課税の対象を登録ホテル業または登録旅館業の用に供する建物と定めており、他の自治体の例に倣い整備するものでございます。

続きまして、4ページ目、お願いいたします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例をそれぞれ定めるもので、自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税の環境性能割及び種別割に納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を法改正に伴い100分の10から100分の35に改めるものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第66号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第66号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第66号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、令和4年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律に規定する、狂犬病予防法の特例に関する犬の登録申請について規定するものです。

次のページをお願いします。

改正内容については新旧対照表で説明させていただきます。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行するです。

次のページの新旧対照表をお願いします。

改正前「犬の登録」に、改正後「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の登録の申請があったものとみなされる場合を除く」を加えるものです。その他の条文の改正については根拠規定を表記したもので内容には変更ございません。

狂犬病予防法では、犬の所有者はその犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録申請をしなければならない。市町村長は、申請があったときは所有者に犬の鑑札を交付しなければならないと規定されています。動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、販売される犬や猫にはマイクロチップを装着し、国の登録を受けることが義務づけられました。また、同法の中で狂犬病予防法の特例が規定され、市町村長が求めた場合は、国はその市町村長に対しその登録事項を通知しなければならないこと、市町村長がその通知を受けた場合、犬の所有者から狂犬

病予防法に基づく登録申請があったものとみなし、装着されているマイクロチップは交付された鑑札とみなすことが定められているため、この場合、犬の所有者は市町村長に犬の登録申請を行う必要がなくなりますので、手数料の徴収する事項から除く規定を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第 67号 那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例

日程第 10 議案第 68号 那智勝浦町霊きゅう車使用条例を廃止する条例

日程第 11 議案第 69号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第9、議案第67号那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例、日程第10、議案第68号那智勝浦町霊きゅう車使用条例を廃止する条例、日程第11、議案第69号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第67号から69号まで説明させていただきます。

議案第67号那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例です。

次のページをお願いします。

那智勝浦町斎場の設置及び管理等に関する条例（昭和59年条例第2号）は廃止する。

附則、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

本町単独で設置運営管理を行っていた斎場を閉鎖し、紀南環境衛生施設事務組合に加入、組

合で設置運営管理を行っている火葬場の清浄苑に移行しましたので、本条例を廃止するものです。

次のページをお願いします。

議案第68号那智勝浦町霊きゅう車使用条例を廃止する条例です。

次のページをお願いします。

那智勝浦町霊きゅう車使用条例（昭和46年条例第5号）は廃止する。

附則、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

本町単独で運営していた斎場を閉鎖し、紀南環境衛生施設事務組合に移行したことに伴い、霊柩車の使用を廃止しましたので本条例を廃止するものです。

次のページをお願いします。

議案第69号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。

今回の改正は、霊柩車の使用廃止に伴い行うものです。

次のページをお願いします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表(5)環境衛生職員の部衛生手当の款1回の項を削る。

附則、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

次のページの新旧対照表をお願いします。

改正前、下線部分の霊柩車による死体運搬に従事した職員の1回800円の衛生手当を削除するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第67号、議案第68号、議案第69号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
議案第68号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
議案第69号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。
~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第70号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第12、議案第70号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第70号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第70号朗読〕

次ページをお願いいたします。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しを行うものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説明いたします。

関係資料をお願いいたします。



資料1 ページ目の第11条第1項第3号の2につきましては、基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求めるべきものでないことから適正化を図るものでございます。

第11条の2第1項第4号につきましては、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体、いわゆる機器類を箱に納めることについて明確化するものでございます。

第13条第1項につきましては、蓄電池設備の規制対象の見直しと、各種蓄電池設備において共通的に求められる地震等の転倒防止措置について適正化を図るものでございます。

次ページをお願いします。

第13条第3項につきましては、屋外に設ける蓄電池設備の建物からの離隔距離について規定を設けるものでございます。なお、雨水等の浸入防止措置につきましては、次項におきまして、先ほど御説明いたしました第11条の2第1項第4号の規定を準用することとしてございます。

第44条第1項第13号につきましては、蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は、火災の危険性が低いことから届出を要しないこととするものでございます。

別表第3につきましては、火気を使用する設備の火災予防上安全な離隔距離を規定したもので、4ページ下段から5ページ上段をお願いいたします、厨房設備である炭火焼き器の離隔距離を新たに定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に施行期日を、第2項から第4項までは経過措置を記してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第71号 那智勝浦町下水道事業の設置等に関する条例

日程第14 議案第72号 特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第13、議案第71号那智勝浦町下水道事業の設置等に関する条例、日程第14、議案第72号特別会計条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第71号、議案第72号について一括して御説明申し上げます。

人口3万人未満の市町村に対しても令和6年4月までに公営企業会計に移行するよう国より通達があり、下水道事業会計に移行するための条例の制定と下水道事業費特別会計の廃止をお願いするものでございます。

議案第71号那智勝浦町下水道事業の設置等に関する条例。

那智勝浦町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお願いします。

第1条では、下水道事業の設置について定めるものです。

第2条では、地方公営企業法に規定する財務規定等の適用について定めるものです。

第3条では、経営の基本について定めるものです。

第4条では、重要な資産の取得及び処分について定めるものです。

第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めるものです。

第6条では、会計事務の処理について定めるものです。

第7条では、議会の議決を要する負担付寄附の受領等について定めるものです。

第8条では、業務状況説明書類、決算書等の作成について定めるものです。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行すると規定するものでございます。

続きまして、議案第72号につきまして御説明申し上げます。

議案第72号特別会計条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いします。

特別会計条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「下水道事業」を削る。

下水道事業費特別会計を終了し、下水道事業会計に移行するため廃止をお願いするものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行する。

経過措置としまして、令和6年3月31日において下水道事業費特別会計に属する権利義務等または決算上の余剰もしくは不足については下水道事業に帰属するものと定めるものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 議案第71号、議案第72号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時40分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時29分 休憩

10時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第73号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第15、議案第73号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第73号について御説明申し上げます。

〔議案第73号朗読〕

今回の改正は、医療関係職員の働き方改革への対応や、病院機能の強化を図るため定数の増員をお願いするものでございます。

別添の関係資料にて説明させていただきますので、新旧対照表を御覧願います。

第2条第1号アの下線部、医療関係職員の定数を136人から153人に変更するものでございます。

次の関係資料を御覧願います。

関係資料では、現在の定数、11月1日現在の職員数、改正後の定数を職種ごとに記載しております。定数増の理由につきましては、看護師は働き方改革の対応、放射線技師は災害・救急医療担当職員の育成、臨床工学技士は前回の改正の際の計上漏れ、管理栄養士は栄養管理業務の充実を図るものです。また、社会福祉士、事務局につきましては、現在は町長の事務部局の職員のその他の職員に含まれていますが、より専門性を高め、病院の機能強化のために所属変更をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3番城本君。

○3番（城本和男君） すいません、病院の経営についてちょっとお伺いします。

今回、人員定数を増やすということなんですけども、この経営を確保していく上で必要な人員、そしてまた働き方改革もあって収益を上げるということだと思うんですが、ちょっと多過ぎはしないのかなど。必要な人員の中でやりくりしていくということが大事なんじゃないかと思うんですが、その点ちょっとお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

職員数の増、今回17名お願いするところでございます。多過ぎるのではないかという御質問でございます。

今回、働き方改革もございまして、特に看護師等につきましては若手職員が増えてきております。育休・産休等の休暇を取っている職員もおりまして、なかなか病棟の運営が厳しい状況となってきております。なるべく職員を確保しながら現在の病院の体制を維持したいということで今回改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） すいません、私も経営のほう、定数こうやって職員を増やして経営のほうをコロナ禍のあれで貯金もたまって、今後これからどうやって経営するの難しいやろうなとい

う心配がありましたからね。定数を増やして頑張ってもらえると思うんですけどね。

ほんで、現実的にこの職員数、このように看護師でも増やすんですけど、現実的にですよ、なかなか募集しても来ないような状況の中で、果たしてこれが本当に見込みあるのかどうかというのだけ聞かせてください。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。募集してもなかなか職員が集まらないという御質問でございます。

確かに現在も募集してもなかなか少ない状況でございます。今後につきましても各学校等への働きかけ、また奨学金を活用するなどして、地元に限らず広く募集を行いながら職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） それは十分そうやってしていきたいという希望があるのは十分分かるんですけど、現実的にね、本当に職員こうやって来てもらえるもんなんかや。今、見込みとしてどう。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

現在の見込みといたしましては、来年4月におきましても新規採用職員数名の内定のところ、出ているところでございます。今後、やはり看護師、療法士の確保、ここが一番キーになってくるかと思っておりますので、各学校への働きかけを強めながら職員の確保を目指していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） この病院経営でスタッフの充実というのが大事やと思うんですけど、医師に関してもね、なかなか現実、今9人やろ。ここのところもね、10人で構わんですけどね、12人、でもなかなかこれ9人から増えるの現実的に難しいというのはあると思うんですけど、ここを何とか、ここのところを何とか確保するように努力して、努めてもらいたいと思います。これ、どのように考えておられるのか。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 医師の確保についてです。

医師の確保につきましては、現在は和歌山県立医科大学からの派遣が一番多くなってございます。こちらとの連携の強化のほうは今後も引き続き進めていきたいというふうに思っております。

要望につきましては、特に内科、整形、こちらのほうの要望というのは続けておりますし、またあちらへ赴いての要望活動というのも今後も実施していきたいというふうに思っております。また、リハビリテーションにつきましても、医師の確保、必要となっております。現在も

派遣はしていただいておりますが、引き続きの派遣の要望ということが続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 先ほど医師の話は1番議員さん言われてたんですけど、看護師さんのもう15年ぐらい看護師さん、もうずっと不足、定員から不足されているんですけど、以前看護学校からの実習の受入れとか研修の受入れとかというのをするべきではないのかと言って、現実的に看護学校というのは実習した先に就職するという割合が高いということで実習受入れしていただいたんですけど、今どんなになってるんですか。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 看護学校からの実習生の受入れの状況です。

申し訳ございません、細かい数字の資料のほうはちょっと持っていないんですけども、現在もなご看護学校のほうからの実習生の受入れというのは毎年行っております。その中から毎年数名はうちのほうを受験していただいているというような状況でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） すいません、この定員数が増減して、皆さん定員どおり来てくれたとして、収支はどのように変化するんですか。それをお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。定員どおりお越しいただいた場合の収支の状況でございます。

当然、人件費等は上がるんですけども、その中で特にリハビリテーションの療法士につきましては、人数が増えることによってより収益が高くなるというところで、この定員どおりにいきますと、恐らく現在の収支状況と変わらない状況が確保できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 収支的には増減なしで、皆さんが働きやすい状況ができるということではないですかね。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

先ほど、療法士につきましては1人増えるごとに収入的には大体1,000万円程度増収になるというふうに見込んでおります。それでいきますと、現在の人数よりも7名程度増員が図れるというところで、その分増員分の給与というのが賄えてとんとん、もしくは増収にもつながるのではないかとこのふうにも考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 安心しました。ありがとうございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） リハビリの療法士さん、この7名増員ということで、委員会でも説明を受けたとおりこの方らは入った分だけ増収されるということ。2番議員さんもちょうど尋ねていただいたので、改めてここで念押しさせていただきます。

そのリハビリの療法士さん、募集にかけての病院側がいろいろ手だてしていると思うんですけど、実際募集をかけても1番議員さんが言うたようになかなか集まらないと思うんですけど、その手だて、しっかりした手だてとかされてるんか。さっき看護師さんは二、三名増員、新規があると聞きましたけど、もう来年度に向けて新しい方の採用って見込める部分があるんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 療法士の採用についてでございます。

療法士につきましても、現在県内だけでなく近畿圏内の大学、専門学校の方からの実習ということで数か月単位で実習に来ていただいております。来年度もその実習生の中から採用、今のところ1名予定しているところでございます。内定のほうを出しているところでございます。

現在も実習に来ていただく学生につきまして、当然うちの病院での採用というか受験の希望を聞いて働きかけをしているところでございますけれども、今後はそれぞれの学校へも赴いて募集のほうをどんどんしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第74号 那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第16、議案第74号那智勝浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第74号について御説明申し上げます。

〔議案第74号朗読〕

今回の改正は、一般職員の定年が60歳から段階的に65歳まで延長されておりますが、医師確保が困難の中、町立温泉病院に勤務する医師につきましても65歳から70歳まで段階的に定年を延長するものでございます。

別添の関係資料にて説明させていただきますので、新旧対照表を御覧願います。

第1条では、条例の制定の趣旨について、地方公務員法の条項を追加するものでございます。

第3条では、職員の定年を65歳と定めています。第2項を追加し、町立温泉病院に勤務する医師の定年を70歳とするものでございます。

附則第3項では、一般職員の定年に関する経過措置を規定しておりますが、本則第3条に第2項を追加することから、所要の改正を行うものでございます。

附則第4項では、医師の定年延長に関する経過措置を規定しております。一般職員同様、2年に1年ずつ段階的に定年の年齢を引き上げるものでございます。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、第1項では、施行期日としてこの条例は公布の日から施行するものとしてございます。

第2項は、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。職員の給与に関する条例附則第8項に1号を追加し、今回定年延長する医師の給与につきまして定年延長の間、100分の72減額する規定から除外する規定を追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 新旧対照表の中でこれ、年代別に定年を上げて、これ、医師はこれを適用しないということ。除外するというのは。

〔「適用します」と呼ぶ者あり〕

適用する。これ、改正前やったら例えば73号の議案の中で、医師が確保したいという意味やったら、何で一括的にこの69、令和11年4月から令和13年3月31日までが69歳までになるん、これ。一気に70歳までということにしたほうが募集しやすいんと思うんやけど、その辺。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。70歳まで一度に引き上げないのかというふうな御質問かと思えます。

地方公務員法のほうの規定によりまして、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮を払う必要があるというふうな規定をされてございます。国の制度では、一部の医師について段階的に70歳まで定年延長する制度がございます。また、現在当院で段階的な定年延長にする、これに該当する医師というのはございません。その点でいきますと一律に70歳まで延長することも可能かとは思いますが、一般職員や国の制度との権衡を考慮し段階的な引上げとしてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第75号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）

○議長（曾根和仁君） 日程第17、議案第75号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第75号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9

号) について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億407万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,694万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額99億8,286万5,000円に、補正額で3億407万8,000円を追加し、計で102億8,694万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から、5ページをお願いいたします、款12諸支出金までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業から現年単独災害復旧事業まで、補正前の限度額、計12億8,876万2,000円に208万8,000円を追加し、補正後の限度額を12億9,085万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ3億407万8,000円の増額をお願いしてございます。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金2億5,137万8,000円の増額、地方債1,100万円の増額、その他5,709万円の増額で、一般財源は1,539万円の減額となっております。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

こちらから総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は648万円の減額で、計で34億5,036万8,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1総務債から目10災害復旧債まで、計で208万8,000円の増額補正をお願いしてございます。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

目9臨時財政対策債につきましては、額の確定により891万2,000円の減額補正をお願いしてございます。

13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、最初に人件費全般の補正について御説明申し上げます。

このページ、款1議会費、目1議会費から32ページの款9教育費の目1社会教育総務費までの各科目におきまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費についてそれぞれ補正をお願いしてございます。これは、4月1日付人事異動による調整と人事院勧告による4月分からの差額支給に伴う増となっております。令和5年度の人事院勧告は、先ほど議案第64号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で御説明いたしましたとおり、若年層に重点を置いて給料表を平均1.1%の引上げ改定、期末勤勉手当については民間の支給状況を反映して年間支給月数を0.1月分引き上げたところでございます。

これを本町の職員構成給料表に当てはめて計算いたしますと、一般会計では平均年齢39.6歳で給与改定率1.45%、1人当たり平均月額4,310円の増額で合計953万8,829円の増額、期末勤勉手当で0.1月分の増額ほか、給料改定に付随する地域手当等を含め1人当たり平均5万578円で合計945万8,000円の増額、共済負担金で186万9,000円の合計2,086万5,820円の増額となります。また、特別職の期末手当につきましては、町長をはじめ3名で12万1,000円の増額となっております。

一方で、人事異動によるものにつきましては、退職や休職等による減額などで、一般会計では給料で2,617万3,829円の減額、職員手当で1,979万6,000円の減額となっております。

また、共済組合負担金は、負担率の改定並びに追加費用の計上により1,220万6,380円の増額となっております。

なお、この後の各科目における人事異動及び人事院勧告に伴う人件費につきましては説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、下段の目10町営バス運行費、節10需用費、補正額で70万円をお願いしてございます。説明欄記載の消耗品費につきましては、町営バス運行車両3台に係る冬用タイヤの購入をお願いするものでございます。従前より色川線運行の車両につきましては冬用タイヤを装着しておりましたが、他路線につきましても安全面を考慮して装着を図りたくお願いするものでございます。また、燃料費につきましては不足が生じてございますので増額補正をお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

このページから40ページにわたりまして補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 総務課防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 防災対策室の関係について御説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費、節10 需用費の補正額140万円につきましては、8月の台風7号や雷の影響等による防災行政無線の機器修繕と避難路の補修が主なものでございます。詳細につきましては、妙法山移動系基地局の無線装置の修理、市野々子局の機器修理、高津気子局延長スピーカー柱の修復及び下里小学校裏の避難路の倒木や崩土の除去等でございます。

また、補正額の財源内訳、特定財源の地方債30万円につきましては、12ページ説明欄記載の防災行政無線小匠子局スピーカー増設事業に係る財源内訳の変更でございます。

防災対策室の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 税務課長中村君。

○税務課長（中村 崇君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項2 徴税費、目2 賦課徴収費、節22 償還金、利子及び割引料229万2,000円は過誤納金還付金で、法人住民税について高額の還付金2件が発生し、当初見積額より増加したため補正を行うものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

9ページをお願いします。

歳入です。

款14 使用料及び手数料、目3 衛生使用料の補正額291万円の減額は、当初予算においては、火葬場の紀南環境衛生施設事務組合への移行時期が確定していなかったため、期間を少し長く見て計上させてもらっていましたが、一部事務組合への移行に伴い、実績により減額をお願いするものです。

10ページをお願いします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の341万円は、歳出でお願いしています委託料の全額を国庫補助金として受け入れるものでございます。

16ページをお願いします。

歳出です。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節12 委託料の341万円の増額は、法改正に伴い住民票等に氏名等の振り仮名を記載するため、住民記録システムの改修を行うものです。

21ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、節10 需用費の132万9,000円の減額と節12 委託料の214万5,000円の減額は、歳入の使用料と同様に実績により減額補正をお願いするもので

す。

住民課の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3障害児施設給付費等負担金850万円と、11ページをお願いします、上段の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節3障害児施設給付費等負担金425万円は、後ほど歳出で説明します障害児に対する放課後等デイサービス費の増額に伴い、それぞれ国2分の1、県4分の1の補助金を受け入れるものでございます。

10ページに戻ってください。

上段の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節8物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億2,384万3,000円は、後ほど歳出で説明します1世帯当たり7万円の物価高騰対応重点支援給付金に係る費用全額を受け入れるものでございます。

目2民生費国庫補助金、節7障害者総合支援事業費補助金60万5,000円は、こちらも後ほど歳出で説明します障害福祉サービスのシステム改修業務委託に係る国2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

17ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節10需用費8万5,000円の増額は、天満老人憩いの家の浴室用給湯器の修繕料をお願いするものでございます。節27繰出金43万8,000円の増額は、介護保険事業費特別会計への繰出金で、人件費等の調整分でございます。

18ページをお願いします。

目7障害者福祉費、節12委託料121万円の増額は、説明欄記載の障害福祉サービスシステム改修業務委託で、令和6年度からの障害福祉サービスに係る3年に1度の報酬の改定に伴いお願いするものでございます。節19扶助費1,700万円の増額をお願いします。説明欄記載の放課後等デイサービス費は、就学中の障害児に対し放課後や夏休み等において居場所を提供するもので、本年度より町内浜ノ宮に施設が1か所新設され、対前年月平均で10名程度利用者が増加したため今回補正をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料225万5,000円をお願いします。説明欄記載の国庫支出金返納金と、次の県支出金返納金は、令和4年度の障害児施設給付費等負担金や、地域生活支援事業費補助金等の精算に伴う国、県への返納金でございます。

目11生活支援臨時特別給付金事業費をお願いします。本事業は、全額国庫補助を活用して実施するものでございます。

別添の議案第75号福祉課関係資料を御覧ください。

物価高騰対応重点支援給付金でございます。国の方針により、夏に実施いたしました住民税非課税世帯等3万円の給付金に引き続き、今回1世帯当たり7万円を給付するものでございます。

まず、支給対象となる世帯でございます。世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯もしくは令和5年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当となった世帯が対象となります。

申請期間ですけれども、令和5年12月20日から令和6年3月15日を予定としております。システム改修が12月中旬頃の予定で、その後速やかに申請の案内を送付いたします。システム業者にはできるだけ早い対応をお願いしているところでございます。

予算書にお戻りください。

節3職員手当等16万円から、次のページをお願いします、節12委託料150万円の増額は、事務費及びシステム改修業務委託でございます。節18負担金、補助及び交付金2億2,050万円の増額は、説明欄記載の給付金で1世帯当たり7万円、3,150世帯分を見込んでおります。

22ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康増進費、節13使用料及び賃借料16万5,000円の増額をお願いします。説明欄記載のレッスンシステム利用料は、体育文化会館において来年1月から3月にかけて、モニター越しでの生ライブによるストレッチ等の体操教室を実施したくお願いするものでございます。本年9月に運動を身につける強化月間といたしまして、集中的に体操教室を実施したものと同等になります。元気な町民の方が一人でも多く増えていただけるよう、引き続き取り組みたいと考えております。なお、本事業は町民の健康増進事業と高齢者の介護予防事業との両面で実施したく、予算計上は一般会計と介護特別会計で折半してお願いしております。財源は特別交付税を活用して実施いたします。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2地域子ども・子育て支援事業費補助金7万9,000円につきましては、子育て短期支援事業に係る国の3分の1の補助金を受け入れるものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金、節3母子保健衛生費補助金46万2,000円につきましては、町が委託しております産後ケア事業等の実施施設の修繕に要する費用に係る国2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節9地域子ども・子育て支援事業費補助金7万9,000円は、子育て短期支援事業に係る県3分の1の補助金を受け入れるものでござい

ます。

以上、歳入に関する事業概要につきましては、歳出のほうで御説明申し上げます。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節12 委託料23万7,000円の増額につきましては、保護者の疾病や仕事等の社会的事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や、育児不安、育児疲れ等の身体的、精神的負担の軽減が必要となった場合などに緊急一時的に児童養護施設等を利用することができる子育て短期支援事業の利用日数の増加により委託料の補正をお願いするものでございます。次に、節18 負担金、補助及び交付金100万円の増額をお願いしております。説明欄記載の補助金は、18歳以下の児童・生徒等を対象に自転車用ヘルメットの購入に対して助成をするものでございます。和歌山県におきましては、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方はその42%が頭部に致命傷を負っており、自転車用ヘルメット着用の重要性が高まっております。

別添の議案第75号こども未来課関係資料を御覧ください。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されております。18歳以下の児童・生徒等による自転車の転倒や交通事故等による被害の軽減を図ることを目的といたしまして、SGマークをはじめとする安全認証を受けた自転車用ヘルメットの購入に要する費用、子供1人につき1個1回限り2,000円を上限として助成するものであります。11月末現在の18歳以下の人口は1,583人で、うち500人分をお願いしております。なお、事業実施につきましては、令和6年1月以降に購入したヘルメットを対象に1月から申請受付を開始する予定としております。

予算書22ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 母子対策費、節18 負担金、補助及び交付金46万2,000円の増額につきましては、説明欄記載の妊娠・出産包括支援緊急整備事業費補助金でございます。産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を整備することを目的とした国の事業でございます。町が実施する産後ケア事業等の委託先である民間事業所が所有する施設の修繕費用に対しまして全額国の補助を受け、事業費の2分の1を補助するものでございます。なお、修繕の内容につきましては、サッシの入替え、外壁の一部貼り替え等となっております。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 那智駅交流センター管理費、補正額42万7,000円の増額につきましては、NTTのISDN回線サービスが来年1月終了となり、それに代わるネッ

トワークの接続構築に関するものでございます。節11役務費4万9,000円のうち、説明欄記載の通信運搬費につきましては、インターネット回線3か月分の利用料でございます。手数料につきましては、インターネットサービス会社への加入手数料となります。節12委託料37万8,000円のうち、説明欄記載、ネットワーク配線整備業務委託につきましては、交流センターと直売所との間にLANケーブルを新規に敷設するものでございます。ネットワーク構築業務委託につきましては、交流センターに新規ルーターを設置し、保守業者とのリモート環境を整備するものでございます。

農林水産課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3地方創生推進交付金、補正額1,015万2,000円につきましては、民間ロケット打ち上げの公式見学場である旧浦神小学校の体育館解体撤去工事におけるアスベスト含有建材撤去費用の追加分2,030万3,000円につきまして、10月に国に対して地方推進交付金の変更申請を行ってございましたが、こちらの変更交付決定がなされましたので2分の1を追加補正するものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援寄附金、補正額6,000万円につきましては、現在のふるさと納税の寄附状況を勘案し6,000万円増額し、今年度の寄附額を3億6,060万円と見込んでございます。

次に、14ページのほうをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、こちらで3,642万円の補正をお願いしております。節3職員手当等補正額42万円につきましては、人事異動に伴う職員の減と、中途退職が生じたことに伴う超過勤務時間の増に伴って補正をお願いするものでございます。次に、節10需用費、補正額1,840万5,000円につきましては、ふるさと納税の寄附の増額に係る返礼品代及び封筒等事務用品の経費でございます。寄附額6,000万円増、こちらに対する30%を見込んでございます。次に、節11役務費、補正額1,759万5,000円につきましては、備考欄記載の通信運搬費799万2,000円、こちらについては寄附の増額に係る返礼品の送料及び受領証明書等の発送費用でございます。次の手数料960万3,000円につきましては、ふるさと納税サイト、こちらの利用料、そしてクレジットカードや電子マネーにこちらの決済手数料、中間管理事業者への取扱手数料などでございまして、寄附額増に伴い必要な予算を計上してございます。

次に、33ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金、補正額480万円、こちらと目6まちづくり応援基金費、節24積立金、補正額1,920万円につきまして



は、ふるさと納税寄附額の増額に伴いそれぞれの基金への積立金の増額でございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目3粉白地区残土処理場整備事業費、節12委託料69万3,000円の増額につきましては、残土処理場と申本太地道路を越えた処理場用地以外の山林へ国道42号から進入できるよう、機能確保のための道路用地分筆測量2,000平方メートル及び用地幅杭設置測量130メートルに係る費用お願いさせていただいております。

29ページをお願いいたします。

項5都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金、補正額5万8,000円の増額は、下水道事業費特別会計予算の変更に係るものでございます。

同じく、29ページ下段をお願いいたします。

項6住宅費、目1住宅管理費、補正額278万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節10需用費は令和6年度から導入予定の住宅使用料システムに係る納付書の印刷製本費でございます。続きまして、節12委託料につきましては、住宅使用料及び駐車場使用協力金、浄化槽協力金の納付書発行や、入金履歴が残る財務会計システムを本庁舎内で使用しております総合行政システムに追加導入するための費用でございます。なお、来年度4月から運用させていただきたく、データ入力やシステム環境構築作業に約3か月を要しますので今回補正予算をお願いさせていただきました。

33ページ上段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費につきましては、説明欄記載のとおり、財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、説明欄4行目、超勤手当につきましては、火災、捜索、台風7号の警戒活動等の警防業務、また救急の第2、第3出動に係る職員補充の増加により83万円の増額をお願いするものでございます。

次に、下から3行目、救急出動手当につきましては、救急出動件数の増加により1万円の増額をお願いするものでございます。

次に、一番下の行、防疫等作業手当につきましては、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症に移行したことから、防疫等作業手当89万

1,000円を減額するものでございます。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額14万1,000円につきましては、節区分8旅費、費用弁償でございます。会計年度任用職員の交代などによりまして通勤費に変動があり、不足するため補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額10万6,000円につきましては、節区分8旅費、費用弁償でございます。小学校費と同様、会計年度任用職員の交代などに伴い、通勤費の補正をお願いするものです。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

11番勝山君。

○11番（勝山則子君） ちょっとお伺いしたいんですが、物価高騰対応重点支援給付金の7万円、1世帯7万円の話なんですけども、昨年12月に1人10万円の給付を年末にさせていただいたのがすごく私も助かったんですけども、今回この1世帯7万円に関しては年末までに給付されるということはないのでしょうか。よろしく願いします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。臨時給付金7万円の給付を年内にどうなのかというところでございます。

福祉課、担当課としましても年内の給付をという思いはございます。ただ、しかしながらなんですけども、システム改修がどうしても12月中旬頃になってしまうということでございます。そういったことで年内の支給は難しい状況になっております。システム改修後、速やかに申請案内を送付いたしまして、受付開始を12月20日からの予定とさせていただいております。その後、年明けの早い段階での振込をというふうを考えて、そういったことで進めていきたいと考えております。

ただ、システム会社、業者には、できるだけ早いシステムの改修をということで引き続きお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 11番勝山君。

○11番（勝山則子君） そうしたら、早急にお手元に届くようになんかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 先ほど申しあげましたように、できるだけ早く手続のほうを進めていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません、23ページの道の駅のLANケーブル等のことなんですけども、お伺いしましたら、物販のほうと交流センターのほうとのLAN回線ってところの費用なんですけども、これ予算立てるってことは、町長冒頭おっしゃられたように温浴施設を閉鎖されても建物としては使用するという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えいたします。

今回のインターネット回線の構築につきましては、現在直売所で使っておりますPOSシステムの関係でございます。POSシステムのレジ回線が今保守業者とつながっておりまして、今その方法がNTTのISDN回線でございます。そちらが先ほど申しあげましたように来年1月で終了となりますので、こちらについてはそのNTTが回線が止まるとPOSシステムのレジが機能しなくなるというところで今回補正を計上させていただきました。

先ほど9番議員おっしゃったような町長冒頭の話もあったんですが、今回PTとしまして、今回報告はあったんですが、統合とかというところのそのスケジュール感ですかね、いつまでやるとかというところまでは踏み込んだ報告ではございませんでしたので、今回の補正については御理解いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） ちょっと2点お伺いしたいんですけども、子供のヘルメットの関係ですね。これ、補助だけでなくて主に学校、学校側からのこういう指導とかそういうのは考えてないのでしょうか。子供たちですからね。

それと、今通学に使ってるヘルメットですよ。これも購入されてると思うんですけど、これも新しいのに、今の新しいような形のものに換えていけるのかどうか。教育から今通学のヘルメットで補助金とかは出てないのかなと思うんですけども、そこら辺りちょっとお伺いしたいと思っております。

それと、ごめんなさい、20ページですね。

29ページの住宅使用料の改修なんですけども、これ、何か補助金とかそういうのを活用できないのかなと思っておりますけど、その点もお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

子供たちの交通安全教室につきましては、従前よりこのヘルメット着用も含めまして学校のほうでは既に実施しているところでございます。

今回の改正によって自転車のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、このヘルメットの着用についても同様に指導しているところでございます。

以上でございます。

〔「通学用のヘルメット」「通学用の話」と呼ぶ者あり〕

すいません、答弁漏れがございました。

通学用ヘルメットの補助金につきましては、以前から上限を3,000円といたしまして4分の3の補助金を実施しております。今回このヘルメット補助金というものが新たに出されたんですけれども、学校によってははまだ指定のヘルメットを子供に購入義務を課しているところがございますので、その分につきましては今回の補助とは重複は可能かというふうに考えております。

ただ、一般的に自由化されている学校もございますので、そういった重複を避けるためにこども未来課とは情報を密にして、そして基本的に申請に際しては領収書を原本を徴収するということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 住宅使用料システム導入に係る補助金はないかという御質問でございますけれども、和歌山県の担当課に、このシステムを導入する際に住宅関係の社会資本整備総合交付金などが活用できないか相談をさせていただきましたが、該当する補助金がないということでございました。そしてまた、近隣の市町でもシステム導入につきましては補助金を受けずに導入していると伺ってございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 住宅関係の改修の補助金はよく分かりました。

ヘルメットの関係なんですけど、何かちょっとこども未来課と学校、教育委員会とちょっとリンクできてないのかなという気がするんですけども、それぞれの答弁、教育委員会の答弁、それでいいと思うんですけども、今子供、学校もですね、こういう補助金があるよということを出していただきたいと思うのと、それと今、その白い通学用のヘルメットをかぶってる子供たちですよ。その子供たちがみんなこういう補助金が新たにできたんで、新たに購入をしようと、換えようとしてもこれは使えるんですかね。

それと、今学校単位でその白いヘルメット基準のやつが使って、使わないといけないということになってるんですけど、そこら辺りちょっと何か整理できてないような気がするんですが、その点お伺いします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 通学用ヘルメットにつきましては、町内の学校のうち那智中学校、それから宇久井中学校においては指定のヘルメットの着用を義務づけてございます。それ以外の学校につきましては指定のヘルメットというものはございませんで自由化ということになってございます。また、那智中学校や下里中学校におきましても、失礼しました、宇久井中学校におきましても……

〔「下里ですか。宇久井はなし」と呼ぶ者あり〕

すいません、失礼しました。那智中学校、下里中学校においてはヘルメットの着用を、指定の着用を義務づけてございます。また、那智中学校、下里中学校における指定のヘルメットにつきましても、今後自由化されるよう学校のほうでも検討するというところで教育委員会のほうでも伺っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 先ほど御質問にあったとおり、以前に、以前というか、教育委員会のほうで補助を受けて通学用のヘルメットを持っておられる方、そちらについても日常でこの先使用する場合につきましては、もちろん新たに市販のヘルメットを購入するときは、この自転車用ヘルメット購入補助金を活用していただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 9月議会で一般質問させていただいて、早々にこういう手だてをしていただいております。

そのとき議場でもお願いしたんですが、全国的に先立って扱っている、和歌山県では那智勝浦町が初めてということになっておりますが、全国的に展開してるところでは子供、頭の大きさは変わります。成長をされますので、ここに1人につき1個1回限りという注意書きがあります。ここの、今から始まるのであと何年後先のことを言うのはおかしいかもしれませんが、やはりここに書いてしまったら、親御さんはじゃあ今から頭大きいなるんやったらもうちょっと自転車の頻度が高くなるような小学校に入ってからしようとか、そういうふうになってしまうと思うんですよ。やはり頭の大きさに合わせていく、全国的に3年に一遍とか、そういう制度を取っているところもありますが、そういう検討はなかったのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） ただいまの質問にお答えいたします。

当然そういったこともいろいろ検討させていただいた中で、一応来年度につきましても実施の予定をさせていただきます。それ以降の実施につきましては、そういったものの普及とか、そういった先ほど言いました頭の大きさが変わってくるとか、そういったところの状況を見ながら今後も検討しながら実施をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） この1月から実施していただくということで、このただし書、どうしても書かなあかんのかもしれないんですが、この長期スパンで考える方にとつたら、ちょっとやっぱりもうちょっと考慮をして、来年度も検討するんであるならば、何かちょっと書き方を考えていただいて、本当に2人乗りされる幼児の方はもう既に購入してかぶってられます。この方がね、何年後かに頭のサイズ、小学校、中学校って変わっていく中で使っていただけるような

制度になるっていうこともちゃんとどっかに明記していただくような形をお願い、できればね、誤解の招くような書き方はちょっと、私的にはこれ読んだらもう何か、あ、1回限りなんやっということになるんでね、来年度以降は検討しますとかね、何かただし書を書いていただくことが町民に使いやすい補助になると思いますので、その点だけよろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。先ほどから1人1回限りという話でございます。

そちらにつきましては、また今後その書き方等々につきまして、先ほども言いましたが、状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） すいません、今回の補正で書かさせていただいているところにつきましては、今年度申請期限が3月29日までということで期限を切っておりますので、その間でっていう意味合いでも今回1回限りということにさせていただいております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 議員の、今回のこの補正で上げたやつに、この子供の人生、長いことを考えたときに何回もという御提案でございますが、今回この補正で上げさせていただいているのは、取りあえず1人個人、幼児含めて1回の補助を考えております。その、またこれが年数をたって2回目、3回目までオーケーよという話は出るかも分かりませんが、今回は取りあえず1回、1人について1回の補助をさせていただきたいという補正予算でございますので、そのところは御了解いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 制度としては次年度、次年度続く制度かどうかまだ経過をっていうことと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 制度としては続けていきますが、今のところ個人は1回ですよ。その数年したときに、また頭の大きき云々が発生してくると思いますので、そのときはまたこの制度にそういう新しい考え方を入れていくということで、ヘルメットを個人に1回補助するという制度は来年も続けていくつもりでございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 一個一個の予算なんでね、仕方ないと思うんですけど、この文章の書き方でね、何かこう町民に誤解を招くんじゃないだろうかというふうな懸念があったもので、この部分をやはりもうちょっと考えてさせていただいたらなって思う。そのこのところを、こういう書き方しかできんので、今年度に関してはできんのですよと言われてしまえばそれまでなんですけど、これからも絶対必要な制度やと思いますので、そのこの部分ちょっとだけ回覧に回す前、もう回ったと思うんですけど、すいませんですけど、そこら辺のほうよろしくお願いま

す。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 20ページの2、児童措置費をお願いします。

給料と職員手当などの増減は、その人事異動ということで発生していると認識しているんですが、ここの給料が800万円減に対して職員手当が250万円の減というのがすごい差額が大きいように感じるんですが、何か予算規模が大きいから偶然こうなったのか、特別何か理由があるのか、ちょっとあるのであればお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

民生、20ページの款3民生費、目1児童福祉総務費の関係の中で、人件費の関係というところでございます。

申し訳ございません、全体の科目での集計は申し上げたところでございます。各科目におけます細かい異動のデータというのはちょっと今持ち合わせてございません。後ほど議員には御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「答弁どうします」「答弁、ちょっと調べやんと」「そうしたらもう休憩入れましょうか。休憩入れましょうか」「すぐ調べられるやろ」「もう昼なので」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、2番議員、今の質疑の答弁は午後からさせていただきます。

では、休憩します。再開13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時07分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 20ページ、目2児童措置費について2番議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

児童措置費に係る人件費につきましては、当初予算では31名分で計上しているところでございます。その後、異動等ですが、退職者が1名、それと12月現在では育児休業者3名、介護休暇1名というような形になってございます。人事院勧告では、本俸で179万3,000円の増額、期末勤勉手当で135万1,000円の増額となっております。期末勤勉手当につきましては、手当が支給される基準日の関係もでございます。在職している基準日ですね、その基準日の関係もでございます。その辺りで本俸の増減とリンクしない部分もあろうかというふうに考えてござい

す。一概に他の費目の増減割合と同じようにはならないものというふうに考えてございます。お答えになっていないのかもしれませんが、今現在そのようなものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第76号 令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（曾根和仁君） 日程第18、議案第76号令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第76号令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,920万3,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額23億1,844万6,000円、補正額75万7,000円、計23億1,920万3,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入及び歳出それぞれ補正額75万7,000円の増額をお願いするもので、5ページ、歳出の補正額の財源内訳は一般財源が75万7,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

歳入です。

款6繰入金、目1一般会計繰入金の補正額75万7,000円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動による人件費補正に対する一般会計からの繰入金です。

7ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費、目1一般管理費の補正額75万7,000円の増額は、節2給料から節4共済費まで、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第77号 令和5年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第19、議案第77号令和5年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第77号令和5年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第

1号)につままして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,088万3,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4繰入金金の補正で、歳入合計、補正前の額5,082万5,000円に補正額5万8,000円を追加し、計5,088万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計5,088万3,000円は、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としまして、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計におきましてそれぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出同額の5,088万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額5万8,000円の増額補正をお願いし、計4,561万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、5万8,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第78号 令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（曾根和仁君） 日程第20、議案第78号令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第78号について御説明いたします。

議案第78号令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,303万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金から款7繰入金の歳入合計、補正前の額20億3,297万7,000円に補正額5万3,000円を増額し、計20億3,303万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款3地域支援事業費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4ページの歳入、5ページの歳出ともに同額でございます。

5ページ歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金が38万5,000円の減額、一般財源が43万8,000円の増額でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金、節2地域支援事業交付金（総合事業以外）25万7,000円の減額と、次の款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節2地域支援事業交付金（総合事業以外）12万8,000円の減額と、次のページをお願いします。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3地域支援事業繰入金（総合事業以外）12万8,000円の減額は、後ほど歳出で説明します地域包括支援センター運営費及び任意事業費の歳出補正に伴い減額するものでございます。節5その他一般会計繰入金56万6,000円の減額は、説明欄記載の各事業に対する一般会計の負担分を繰り入れるものでございます。

8ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費46万円の増額と、次の項3認定調査費、目1認定調査費2万円の増額は、職員の人事院勧告に伴う人件費の増額及び人事異動等に伴う人件費の調整分でございます。

9ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費400万円の増額は、給付費の増により補正をお願いするものでございます。増額となる事業は、要介護の方を対象とする通所介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス費となります。

目3施設介護サービス給付費1,060万円の減額は、給付費の見込みから補正をお願いするもので、具体的には要介護の方に係る特別養護老人ホーム入所者の減によるものでございます。

目5居宅介護住宅改修費130万円の増額は、給付費の増により補正をお願いするもので、事業内容としましては要介護の方への手すり設置等に対する補助で、増額の理由としましては1件当たりの改修費が増額となったためでございます。

10ページをお願いします。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目2地域密着型介護予防サービス給付費500万円の増額は、こちらは要支援の方に対する小規模グループホームである認知症対応型共同生活介護の利用者数が当初見込みより増加したため補正をお願いするものでございます。

目3介護予防福祉用具購入費30万円の増額は、利用件数が当初見込みより増加したため補正をお願いするもので、事業内容としましては、入浴用補助椅子や腰かけ便座等の購入費補助でございます。

款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節13使用料及び賃借料22万円の増額をお願いします。説明欄記載のレッスンシステム利用料は、一般会計補正予算の健康増進費でお願いしたものと同額になります。介護特別会計では高齢者を対象に実施してまいります。月額の利用料3か月分16万5,000円と、初期費用5万5,000円をお願いしております。前後しますが、節11役務費2万2,000円の増額、説明欄の広告料につきましては、当該事業について幅広く周知したくお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費156万9,000円の減額は、職員の休暇等に伴う人件費の減額及び人事院勧告に伴う増額分でございます。

目2任意事業費、節12委託料90万円の増額をお願いします。説明欄記載の地域自立生活支援事業委託は、低栄養状態にある65歳以上の方に対する見守りを兼ねた配食サービス事業でございます。材料費や燃料費の高騰から、1食当たりの委託料を250円から300円に変更したことと、利用件数も600食程度増加しており、今回補正をお願いするものでございます。

12ページ以降は補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 9ページの施設介護サービス給付費のほうですが、かなり、1,000万円の減額となっているんですが、先ほどの説明で入所者が減ったということも言われてましたが、何人ぐらい減られたのか教えていただけませんか。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えします。目2の施設介護サービス給付費1,060万円の減額について、入所者数の減ということで説明させていただきました。その具体的な人数等についてでございます。

特別養護老人ホームの入所につきましては、具体的に主な施設としましては日好荘那智園や南紀園ということになってきます。今回、特に南紀園の本町の入所者数が本年度に入り減少しております。10月末現在で一応5名程度減少しております。1人当たり入所者に係る費用というのが大体特養ですと1人300万円、330万円ぐらいかかります。そういったことで今回その分を減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第79号 令和5年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（曾根和仁君） 日程第21、議案第79号令和5年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第79号令和5年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

今回の補正予算の概要としましては、勝浦地方卸売市場事業会計の消費税及び地方消費税の納付に当たり、8月の通常納付と3月の中間納付の年2回の納付となります。令和4年度の水揚げが好調で使用料収入が増えたため既に96万5,200円を納税しております。中間納付額としまして64万3,200円見込まれることから10万9,000円を積立金から減額し、公課費に10万9,000円同額を増額するものでございます。

2、3ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出及び3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳出の款1総務費につきましては共に補正がございませんので、補正前の額となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節24積立金10万9,000円を減額し、節26公課費に同額の10万9,000円の増額をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第80号 令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（曾根和仁君） 日程第22、議案第80号令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3

号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長(村上 茂君) 議案第80号令和5年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和5年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度那智勝浦町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億1,490万2,000円に補正予定額62万4,000円を増額し、計5億1,552万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億6,963万9,000円に補正予定額62万4,000円を増額し、計4億7,026万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額7,238万4,000円に補正予定額62万4,000円を増額し、7,300万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては1ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額62万4,000円におきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

3ページから6ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長(曾根和仁君) 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(曾根和仁君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第81号 令和5年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第23、議案第81号令和5年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第81号令和5年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額23億6,342万8,000円に補正予定額1,053万5,000円を追加し、計23億7,396万3,000円。

その内訳ですが、第2項医業外収益、既決予定額4億3,676万5,000円に補正予定額1,053万5,000円を追加し、計4億4,730万円とするものでございます。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額25億2,582万円から補正予定額3,650万2,000円を減額し、計24億8,931万8,000円。

内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額24億7,596万1,000円から補正予定額3,982万8,000円を減額し、計24億3,613万3,000円。

第2項医業外費用、既決予定額4,135万9,000円に補正予定額332万6,000円を追加し、計4,468万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額13億9,215万5,000円から補正予定額3,386万1,000円を減額し、計13億5,829万4,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては1ページの説明と重



復しますので説明を省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金、節1県補助金4万3,000円の減額は、説明欄記載の新人看護職員研修事業補助金の実績見込みによる減額です。節2国庫補助金1,057万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る病床確保事業補助金で、4月から9月までの補助金になります。当院は、これまで最大19床のコロナ病床を確保し、県の要請に応じ入院患者を受け入れてきました。また、要請に即時に応じる必要があることから、確保病床への一般患者の受入れを制限し、その休業補償として病床確保事業補助金が交付されています。県からの病床確保の要請が9月末で終了したことから今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段、支出の部でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額は3,386万1,000円の減額で、人事院勧告に伴う本俸、期末手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整で、節1報酬から5ページの節14法定福利費までそれぞれ記載のと通りの補正をお願いしております。

5ページの下段をお願いいたします。

目2経費、節2報償費634万7,000円の減額は、診療応援にお越しいただいております医師への謝金の減額でございます。節3旅費交通費5万円の増額は、会計年度任用職員に係る通勤費の増額をお願いするものでございます。節4職員被服費33万円の増額につきましては、説明欄記載のローカルDMA T 装備品の購入費をお願いするものでございます。7名分の費用を見込んでおります。

6ページをお願いします。

項2医業外費用、目3訪問看護費、補正予定額332万6,000円の増額は訪問看護ステーションに係る費用で、先ほど御説明申し上げました医業費用の給与費と同様、人事院勧告に伴う本俸、期末手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整と、会計年度任用職員に係る通勤費の増額をお願いするものでございます。

7ページから12ページまでは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第81号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第82号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について

○議長（曾根和仁君） 日程第24、議案第82号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第82号について御説明いたします。

〔議案第82号朗読〕

円満地公園の指定管理につきましては、令和6年3月31日をもって指定の期間が満了となります。それに伴い、令和5年9月4日から令和5年10月4日の間で町のホームページへの掲載、そして町広報9月号において募集を行ってまいりました。その結果、応募者は1者のみで、提出された計画書等の書類を審議いたしました結果、議案のとおりお願いするものでございます。なお、今回の指定管理者につきましては前回に引き続いての法人でございます。

公園の維持管理等の業務は良好に遂行され、経営状況におきましてもおおむね良好です。自主事業にも健全で前向きな姿勢が見られ、地域貢献にも期待されるところから適任であると考え、指定管理の指定をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 指定管理に当たって質問をしたいと思います。あそこも結構たつて、日がたっているのも老朽化していると思うんですが、私聞くところによるといろんな情報が入ってきて、やっぱりウォータースライダーですか、あれにちょっと表面が摩擦が起きてきているような状況があるんじゃないかというようなことや、それから大雨が降った後に取水口が大変な状況になって後々が大変だと。それで作業を定期的に何人かでやっているようですが、もうそれでもとてもおっつかなくて、ほんで仮復旧でしたとしても結局取水、その水の使用の制限をすとかというようなことがあって、やっぱりトイレのほうにはちょっと困るというようなことも耳にはしているんですが、そういったことを含めて修理をしていかな、特に安全管理の問題になってくるんで、そこら辺りの修理の状況も含めて指定管理をされたんかどうか、そ

れだけ聞かせてください。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、円満地公園の施設については平成8年から27年ほど経過しているところでございます。スライダー、現在2基、ローラーとストレートのスライダーがありまして、とりわけやっぱりこうローラーのほうがなかなか負荷がかかるということで、この間も修繕を重ね重ね使用してきております。

そしてまた、ありました水道の取水についてもですね、やはり大雨以降その都度その都度手を入れてですね、本当に管理者ら、指定管理者のほうには御苦労をかけているのかなというふうに思っております。今回、今当課におきましてもスライダーについてもももとの業者に問合せしたりですね、地元で今まで保守点検してくれてた業者についても見積り依頼等かけて検討しているところがございます。水道管についても、同じように今業者に見積りとか何らかの手だてができないかなというところで検討しているところがございますので、引き続き検討してまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 施設の使用に当たっては、やっぱりあそこは子供さんたちもたくさん利用しますのでくれぐれも安全管理には、そう対応しておかないと後何かあったときにね、管理責任の問題が問われてきますので、ぜひそういった意味でのしっかりした対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 指定管理の人にあだこうだ言うことじゃないんですけど、以前、指定管理のプールで、僕は事故やと思うんですけど、認識したあるんですけど、加害者が特定できず誰が補償するんかということどうやむやになって問題になったことがあると思うんですけど、そのすぐ後に多分、他市町村の同じような指定管理のプールで事故があり、市町村が損害賠償したらしいです。この指定管理者の契約について、指定管理者と町の、こういう事故があったときにどっちが補償するんかということについては、契約書の中にはどういうふうにかかれてあるのかなと思って。その辺ちょっとお聞きしたいなと思って。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

その過去の事例については私存じ上げてございませんが、今議員おっしゃるような場合でございますと、やはり事故の原因がどちらの瑕疵になるかとかですね、その事故原因によって責任がどちらの、管理者であるのか、指定管理を依頼した者になるのか、施設のそのものの原因であるとしたら町になるかと思っております。指定管理者が運営上そこで何か事故があったときには指定管理者の責任になるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 多分、運営上やと思うんですけど、滑り台を滑ってて、後ろから滑ってきて、それで頸椎が、医者に診られたら。その対応についてすごい悪かったということをお聞きしてあるんですけど、その辺は担当課のほうへは上がってきてない。多分、以前担当課のほうに相談が行ったんやと思うんですけど、その辺の申し送りがなされてあるのかなと思って。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 大変申し訳ございません、その点についてはまだ私も承知していません。今後、そのようなことのないようにはもちろん指定管理者にも、管理者には重々こちらのほうから申していくところでございますし、またその辺についても再度確認していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

1番引地君。

○1番（引地稔治君） あの、すいません。この指定管理者の指定について、契約書の中身にそういうときにどっち、どちら側が責任を負うのかということについて契約書書かれてるのかっていうことを問われたと思うんですけど、僕もそれが気になるもんでね。契約書の中身にそういうことをはっきり明記されているんですか。

〔「休憩取って調べてくれる」「休憩取って調べます」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時13分 休憩

14時23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 大変すいませんでした。お答えいたします。

契約の内容といたしますか、今手元に協定書がございます。そちらの条文について少し読み上げさせていただきます。

第7章、損害賠償及び不可抗力。その中の第三者への賠償というところで、第28条、本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に障害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その障害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すべきでない事由による場合はその限りでないということでございますので、一応この協定書にはそういう形で文言がうたわれているところでございます。

〔「甲と乙はどっちと言ったって、乙は誰」と呼ぶ者あり〕

甲については那智勝浦町で、乙が円満地ということになっております。失礼しました。

あと、その同じく別添、仕様書というところでプール、ウォータースライダーの開業期間に

おける管理については、清潔、安全を基本とし、定期的な清掃作業の実施、またプール監視業務には適切な人員配置を行うことということで仕様書にはうたっておりますので、今後も引き続きそういう適正な管理については管理者と常に情報、そしてまた、そういうことがあれば情報をいただくようにということで指導してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） これ、運営者はこの例えばプールの運営業務については保険とかに入っているん。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） こちらについても、損害賠償保険の加入については協定書で結んでおりますし、そちらの写しを提出するようになっているところであります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第83号 教育委員会教育長の任命について

○議長（曾根和仁君） 日程第25、議案第83号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長岡田君の退場を求めます。

〔教育長 岡田秀洋君 退場〕

○議長（曾根和仁君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第83号について御説明申し上げます。

[議案第83号朗読]

岡田教育長の現任期が令和6年2月23日までとなっておりますが、引き続き教育長として御同意を賜りたくお願いするものでございます。御同意いただきましたなら、任期は令和6年2月24日から令和9年2月23日までの3年間となります。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第83号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

[教育長 岡田秀洋君 着席]

○議長（曾根和仁君） ただいま教育長選任の同意を受けた岡田秀洋君より挨拶を受けたいと思います。

教育長岡田君。

○教育長（岡田秀洋君） 議員の皆様方には、いつも教育行政につきまして御理解とそして御指導いただきましてありがとうございます。また、ただいま再任につきまして御同意いただきましてありがとうございます。この職の重責に改めまして身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

教育が、住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい町の指標の一つになるよう、木を見て森を見ずではなく、木も見て森も見る、ミクロの視点とマクロの視点を融合させながら、虚心坦懐努めてまいりたいと考えております。大事を成さんと欲する者は、よろしくまず小事に務むべしとの先人の言葉をしっかり胸に刻んで、町民の方々、学校関係者をはじめ、また関係団体、関係機関の方々と連携、協働体制を組み、職員とは知恵を出し合い、共に汗をかき、牛歩のごとく一步一步丁寧に誠実に、そして懸命に取り組んでまいりたいと考えてございます。これからも議員の皆様方の御指導を賜りますことをお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 以上で挨拶を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時32分 散会